

「指定訪問介護」重要事項説明書

ゆうゆうの里ヘルパーセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(岡山県指定 第 3373700347 号)

当事業所は利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容等ご利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 幸輝会
- (2)法人所在地 岡山県岡山市国府市場985-1
- (3)電話番号 086-275-0220
- (4)代表者氏名 理事長 國富 隆夫
- (5)設立年月 昭和47年 4月 1日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成13年4月1日指定
岡山県 第 3373700347 号
- (2)事業の目的 要介護状態にあり、在宅生活を送られる高齢者に対して、適正な訪問介護を提供し、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
- (3)事業所の名称 ゆうゆうの里ヘルパーセンター
- (4)事業所の所在地 岡山県美作市北山401
- (5)電話番号 0868-73-6213
- (6)事業所長氏名 鷹取 房恵
- (7)当事業所の運営方針 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、または要介護状態となることを予防するために、計画的に目標を設定し適切な訪問介護を行うものとする。
- (8)開設年月日 平成13年 4月 1日
- (9)事業所が行っている他の事業
当事業所では、つぎの事業も合わせて実施しています。
[通所介護事業] [居宅介護支援事業] [短期入所生活介護]

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 美作市内

(2) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～土曜日

営業時間 原則：8時 30 分から午後 5 時 30 分

休 日 原則：日曜日、12月31日～1月3日

臨時休業 悪天候の場合、職員の研修等

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	配置人数	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1 名		1名	1名	従業者及び業務の管理
2. サービス提供責任者	2名		2名	2名	調整、苦情処理等
3. 訪問介護員	5名以上		5名以上	2.5名以上	訪問介護サービスの提供

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要と利用料金＞

- 身体介護
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活支援
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)に沿った訪問介護計画により実施いたします。

①身体介護

- 入浴介助……………入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)などします。
- 排泄介助……………排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助……………食事の介助を行います。
- 体位変換……………体位の変換を行います。

o外出介助……………通院介助は行いません。

②生活支援

o調理……………利用者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)

o洗濯……………利用者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)

o掃除……………利用者の居室の掃除を行います。(ご契約者の居室以外の居室、家具移動、大掃除、庭の草取り等の敷地の掃除は行いません。)

o買い物……………利用者の日常生活に必要となる物品の買い物をします。

(ご家族の買物は行えません。預金・貯金の引き出しや預け入れは行えません)

<注意事項>

・花のみずやり、ヘルパーの運転する車への同乗、貯金通帳及び印鑑等の預かりはいたしません。

・自宅等の鍵は預かれません。

・訪問看護師に依頼すべき行為はいたしません。

下記の医療行為以外は行えません。

①水銀体温計・電子体温計による腋下での体温測定、及び耳式電子体温計による外耳道での体温測定

②自動血圧測定器による血圧測定

③在宅で動脈血酸素飽和度を測定するためのパルスオキシメーターの装置

④軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること(ガーゼ交換など)

⑤容体が安定している場合の予薬、点眼、湿布の貼付、軟膏の塗布

⑥特別な疾患がない場合の爪切り及び爪ヤスリ

⑦日常的な口腔内の刷掃、清拭

⑧耳垢の除去

⑨ストーマの装具のパウチにたまった排泄物を捨てる

⑩自己排尿を補助する為のカテーテルの準備、体位の保持

⑪市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器を用いての浣腸

⑫サービス提供中、電化製品等を含む消耗品の劣化、通常使用による故障等に対しては保証致しかねます。

・介護計画書に記載以外のサービスはいたしません。

<サービス利用料金>

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は別紙1の通りです。

(1)利用料金のお支払い方法

別紙1の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、サービス利用の翌々月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

ア、次回訪問の際、訪問介護員に直接支払い(基本的に初回利用時のみ)

イ、下記指定口座への振り込みの場合は、振込み手数料はご負担下さい。

◎トマト銀行 林野支店 普通預金 4755144

社会福祉法人 幸輝会 理事長 國富 隆夫

ウ、金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関:トマト銀行、中国銀行、勝英農業協同組合、津山信用金庫、

郵便局 など

※引き落としに係る手数料は利用者様のご負担となります。

(2)利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 50%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1)サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2)訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3)サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは出来ません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

④サービスのご利用にあたってご留意いただきたい事項

ご利用者、代理人、その他家族からの次に掲げる行為は禁止させていただきます。

① 職員に対する身体的暴力

【例】身体を叩く、押す、蹴る、掴む、髪を引っ張る 等

② 職員に対する精神的暴力

【例】大きな声や乱暴な言葉で威圧する、尊厳や人格を傷つける言葉を使う(バカ、アホ等)、他の業務や私生活に影響を及ぼす長時間の電話や緊急を要さない休業日・時間外での再三の電話

③ 職員に対するセクシャルハラスメント

【例】性的な嫌がらせ、性的な言葉や声掛け、誘い 等

※ 上記に記した行為は契約書第 21 条の事業者からの契約解除の要件に該当します

(4)サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5)訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①医療行為 (一部可)3ページ参照②利用者もしくはその家族等から物品等の授受③利用者のご家族等に対する訪問介護サービスの提供④飲酒及び利用者もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙⑤利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥その他利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為⑦サービスを提供する上で知り得た事項を正当な理由なく第三者に漏洩する行為 |
|--|

7. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施	無
実施した直近の年月日	無

8. 緊急時の対応について

利用者の体調急変などの緊急時には、主治医への連絡等、適切な対応いたします。

優先順1	主治医	必ず利用開始までに報告して下さい。
優先順2	第一連絡先	携帯電話等連絡取れる連絡先を教えてください。
優先順3	第二連絡先	携帯電話等連絡取れる連絡先を教えてください。
優先順4	消防署・救急車	緊急の場合は救急車を最優先に連絡します。
優先順位5	行政機関	適切な行政機関へ連絡・報告します。

上記の内容は、訪問介護計画3(別紙2)として2部作成し、ご利用者宅・事業所へ保管し、ご家族、ご利用者、事業者が緊急連絡先を共有させていただきます。

9. 事故発生時の対応について

- (1) 事故発生の場合には、介護者、主治医、各関係機関と連携を取りながら速やかな対応をいたします。
- (2) 利用者の家族、関係する居宅介護支援事業所、市町村に対して速やかに連絡等を行います。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 事故発生時の状況を調査分析し、再発防止策を講じるものとする。

10. 衛生管理等

事業所において感染症の発生予防、また発生した場合、まん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その内容を職員に周知徹底します。
- (2) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

11. 非常災害対策及び業務継続計画

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、計画に基づき年2回以上入所者及び従業員の避難救出訓練を行います。

また、感染症や非常災害の発生においても、指定訪問介護事業の提供を継続的に実施するため、また早期の業務再開を図るために計画を策定し必要な措置を講じます。また必要な研修及び訓練を定期的実施するように努めます

12. 虐待の防止について

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
・虐待防止に関する責任者 鷹取 房恵(管理者)
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- ④ 虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 苦情の受付について(契約書第23条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口でお受けいたします。

①苦情受付窓口(担当者) 安東 比都美 (サービス提供責任者)

山本さやか (サービス提供責任者)

ゆうゆうの里ヘルパーセンター:0868-73-6213

受付時間 月曜日～金曜日 午前8:30～17:30

②苦情解決責任者 鷹取 房恵(管理者)

③第三者委員 菊池 毅(社会福祉法人幸輝会監事)

(2)行政機関その他苦情受付機関

○ 美作市役所市民保険課

所在地 : 美作市美来1番地

電話番号 : 0868-72-1143

受付時間 : 月～金曜日 8:30～17:15

○ 岡山県国民健康保険団体連合会(介護110番)

所在地 : 岡山市北区桑田町17-5

電話番号 : 086-223-8811

受付時間 : 月～金曜日 8:30～17:00

☆ 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申出することもできます。

☆ 申し出のあった苦情等については誠意を持って話し合い、解決できるように配慮いたします。

☆ ご希望があれば、第三者委員の立会いによる話し合いもできるように配慮いたします。

同意書

社会福祉法人幸輝会は、指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、
ゆうゆうの里ヘルパーセンター

(サービス提供責任者)により重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意いたします。

又、指定訪問介護サービスの提供に関し、居宅介護支援事業者及び関係機関等に対して、個人及び家族の情報の提示することに同意いたします。

※ 守秘義務について

訪問介護サービスを提供する上で知り得た情報は、医療上、緊急の
必要性がある場合、もしくは、提供サービスの向上のための担当者会議
等を除き、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。

令和 年 月 日

利用者住所

利用者氏名

同意者氏名

(本人との続柄:)

別紙1

提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について
令和6年4月よりの料金

《1割負担の方》

種別	サービス内容		利用料	利用者負担額
身体介護のみ	身体1・I	20分以上30分未満	3,000円	293円
	身体2・I	30分以上1時間未満	4,750円	464円
生活援助のみ	生活2・I	20分以上45分未満	2,200円	215円
	生活3・I	45分以上	2,700円	264円
身体介護と生活援助	身1生1・I	身体介護20分以上30分未満 +生活援助20分以上45分未満	3,800円	371円
	身1生2・I	身体介護20分以上30分未満 +生活援助45分以上70分未満	4,610円	449円
	身2生1・I	身体介護30分以上1時間未満 +生活援助20分以上45分未満	5,560円	542円

《2割負担の方》

種別	サービス内容		利用料	利用者負担額
身体介護のみ	身体1・I	20分以上30分未満	3,000円	586円
	身体2・I	30分以上1時間未満	4,750円	928円
生活援助のみ	生活2・I	20分以上45分未満	2,200円	430円
	生活3・I	45分以上	2,700円	528円
身体介護と生活援助	身1生1・I	身体介護20分以上30分未満 +生活援助20分以上45分未満	3,800円	742円
	身1生2・I	身体介護20分以上30分未満 +生活援助45分以上70分未満	4,610円	898円
	身2生1・I	身体介護30分以上1時間未満 +生活援助20分以上45分未満	5,560円	1084円

《3割負担の方》

種別	サービス内容		利用料	利用者負担額
身体介護のみ	身体 1・I	20 分以上 30 分未満	3,000 円	879 円
	身体 2・I	30 分以上 1 時間未満	4,750 円	1392 円
生活援助のみ	生活 2・I	20 分以上 45 分未満	2,200 円	645 円
	生活 3・I	45分以上	2,700 円	792 円
身体介護と生活援助	身 1 生 1・I	身体介護 20 分以上 30 分未満 +生活援助 20 分以上 45 分未満	3,800 円	1113 円
	身 1 生 2・I	身体介護 20 分以上 30 分未満 +生活援助 45 分以上 70 分未満	4,610 円	1347 円
	身 2 生 1・I	身体介護 30 分以上 1 時間未満 +生活援助 20 分以上 45 分未満	5,560 円	1626 円

但し

- ※ 利用料金は単価に特定事業所加算(20%)を加算した金額で表示しています。
- ※ 一ヶ月の利用料金の合計金額に介護職員処遇改善加算 24.5%加算されます。
- ※ 新たに訪問介護サービスを利用された月は初回加算として1割負担の方は200単位、2割負担の方は400単位 3割負担の方は 600 単位 加算されます。
- ※請求は1ヶ月単位で行うため、端数処理により若干の金額の違いが生じる場合があります。

*「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間で

す。

* 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

* 平常の時間帯(午前 8 時から午後 6 時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金を割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間(午後 6 時から午後 10 時まで):25%増し
- ・早朝(午前 6 時から 8 時まで):25%増し

・深夜(午後 10 時から午前 6 時まで):50%増し、但現在はサービスしていません。

＊2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者、ご家族の同意の上、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

＊2 人の訪問介護員でサービスを行う場合

(例)・体重に関係なく身体上の理由で1人での介護が困難な方

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴言行為などが見られる方へサービスを行う場合

＊利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

＊介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＊介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

＊複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10円

別紙2

訪問介護計画3

緊急対応について

住所 _____

氏名 _____

生年月日 _____

優先順位

1	主治医	
2	第一連絡先	
3	第二連絡先	
4	消防署・救急車	0868-72-0119
5	美作市保健センター	0868-72-7701

事業者連絡先

ゆうゆうの里ヘルパーセンター 0868-73-6213

営業時間：午前8時30分～午後5時30分

その他の時間：事前に連絡している携帯電話にご連絡下さい。

- * 訪問時に緊急時等の場合には、主治医・第一連絡先・救急車へ連絡します。
- * 緊急時に事業所へ連絡を頂いた場合には、出来るだけ訪問致します。
(訪問できない場合には、優先順位の通りに対応致します)
- * 主治医・第一連絡先等を変更された場合には速やかに、訪問介護員へ申しでて下さい。